# 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和2年11月26日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)等の改正に伴い、所要の改正を行う ため、提案するものであります。

### 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。 第16条の2第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第 314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険 者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給 与所得を有する者( 前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第 1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受け た者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。 以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方 税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する 公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受け た者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限 り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超えるものに 限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号におい て「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2 第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ て得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2 第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等 のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第5項中「第313条第3項」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附則第13項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の葉山町国民健康保険条例第 16 条の 2 第 1 項及び附則第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、同条例附則第 13 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

議案第 52 号参考資料 第 4 回 定 例 会 令和 2 年 11 月 26 日

# 条例の概要

## 題名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 1 趣旨

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内容

- (1)保険料の減額に係る基準について、世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとした。
- (2)地方税法に規定する「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称変更され、計算の前提となる割合として「平均貸付割合」が規定されたことから、この 字句を引用している条文について、同様の改正を行うこととした。

## 3 施行期日等

- (1)この条例は令和3年1月1日から施行することとした。
- (2)この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

昭和34年9月29日条例第256号

葉山町国民健康保険条例

葉山町国民健康保険条例

昭和34年9月29日条例第256号

(保険料の減額)

第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額 のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、 当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超 える場合には、63万円)とする。

改正後

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯 に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従 者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適 用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第 4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分 して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する 上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又 は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則 第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則 第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に 規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一 般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第 5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の 2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する 先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定 (保険料の減額)

のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、 当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超 える場合には、63万円)とする。

改正前

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯 に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従 者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適 用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第 4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分 して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する 上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又 は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則 第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則 第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に 規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する-般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第 5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の 2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある 場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する 先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定

の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対 する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規 定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、 租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等 の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項 において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯 主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号に おいて「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同 条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する 給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた 者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限 る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る 所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得 金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ いて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65 歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に 限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円 を超えるものに限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の 合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2 以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額 に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を 加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額 に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者 均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額 とを合算した額

の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2~4 (略)

附則

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略) 2~4 (略) 附 則 改正後

改正前

1~4 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険料の減額賦課の特例)

|5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前|5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前 年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公 年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公 的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除 額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除」 額」という。)の控除を受けた場合における第16条の2の規定の適用につ いては、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額( とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第 3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規 定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、 「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110 万円」とあるのは「125万円」とする。

6~12 (略)

(延滞金の割合等の特例)

|13 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及|13 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及| たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあって はその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算し た割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に トの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

14~28 (略)

1~4 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険料の減額賦課の特例)

的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除 額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除 額」という。)の控除を受けた場合における第16条の2の規定の適用につ いては、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額( とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第 3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規 定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、 「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

6~12 (略)

(延滞金の割合等の特例)

び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基にび年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合 準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第 (当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の 2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算し 規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をい た割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満 う。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合 には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中 においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年 における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセン) 7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割 合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場 合には、年7.3パーセントの割合)とする。

14~28 (略)